

平成 31 年 2 月 6 日
総務局管理課
新市庁舎整備担当

横浜市庁舎駐車場の利用料金の減免に関する要綱の一部改正について

1 趣旨

新市庁舎の駐車場設置に伴い、横浜市庁舎駐車場の利用料金の減免に関する要綱の一部を改正しました。

2 主な改正内容

- (1) 新市庁舎には市役所の依頼に基づき、施設の管理運営を行う者もいるため、その者が依頼した納品、清掃等の業務で市庁舎駐車場を利用した場合も減免します（第 2 条第 3 項第 1 号）。
- (2) 新市庁舎には駐車場内にタクシー乗り場が設置されるため、タクシーに対して待機のために利用した料金の全額を減免します（第 2 条第 3 項第 16 号）。
- (3) 新市庁舎低層部で事業を主催する事業者に対して、公会堂等で事業を主催する事業者と同基準の減免をします（第 2 条第 3 項第 17 号）。

3 施行予定日

市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 55 号）の施行の日